審査基準整理票

処分名	公共桟橋の行為の許可		
根拠法令名	大津市公共桟橋の管理運営に関する規則 (平成18年条例第10号)		(条項)第2条第2号
基準法令名	大津市公共桟橋条例 (平成17年条例第97号) 大津市公共桟橋の管理運営に関する規則 (平成18年条例第10号)		(条項) 第3条 第4条第2項 第2条第1号
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	一 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載			

大津市公共桟橋の管理運営に関する規則(以下「規則」という。)第2条第2号に規定する市長の 許可基準は、次に掲げる全ての事項を満たすこととする。

- (1) 本市の観光振興に寄与するものであること。
- (2) 大津市公共桟橋条例(次号において「条例」という。)第4条第2項各号に該当しないこと。
- (3) 条例第3条に掲げる行為及び規則第2条第1号に掲げる行為をするおそれがないこと。

【根拠法令】

大津市公共桟橋の管理運営に関する規則

(行為の禁止)

- 第2条 条例第3条第5号に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。
 - (1) 略
 - (2) 市長の許可を得ないで行う次に掲げる行為
 - ア 物品を販売し、又は頒布すること。
 - イ業として写真又は映画を撮影すること。
 - ウ はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
 - エ 工作物その他設備を設置すること。

【基準法例】

大津市公共桟橋条例

(行為の禁止)

- 第3条 何人も、桟橋においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 桟橋の施設又は設備を汚損し、又はき損すること。
 - (2) 貨物その他の物件を放置すること。
 - (3) 土砂、ごみその他これらに類するものを投棄すること。
 - (4) 魚釣りをすること。
 - (5) その他桟橋の管理上支障があると認められる行為であって、規則で定めるものをすること。

(使用の許可)

第4条 略

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 桟橋の管理上支障があるとき。

大津市公共桟橋の管理運営に関する規則

(行為の禁止)

- 第2条 条例第3条第5号に規定する規則で定める行為は、次のとおりとする。
 - (1) 火気を使用すること。
- ※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の 縦覧をもって代えることができる。